

令和6年4月1日

社会福祉法人訪問の家
処遇改善・特定処遇改善、ベースアップ処遇改善、処遇改善支援交付金
および、令和6年6月からの処遇改善一本化対応についての取り組み

社会福祉法人訪問の家では、表記処遇改善加算支給について、法律で定められた規定を順守し法人判断で支給要件を定め支給することとする。なお、支給要件については、給与規定、処遇改善支給規程等に定め、微細変更等は理事長専決事項として支給要件を定めることを令和6年3月理事会において承認を得ている。

<処遇改善支給概要>

1. 支給にかかわる対象者の基本的考え方

対象者を直接介護スタッフに限らず、事業所業務にかかわる職員を対象とする。
なお、事業所業務にかかわる職員とするか否かの判断は事業所長の判断とする。

2. 処遇改善加算収入は、職員給与処遇の改善のみに使用することとする。

3. 改善項目

- ・昇給 ・昇給賞与差額分 ・基本支給 ・3月期末手当(人事考課相当内容)
- ・資格手当 ・医療的ケア手当 ・業務責任者手当 ・非常勤時給加算 他

4. 職員への周知

法人では、年度の初めに年度方針や規定変更にかかわる内容を記載した冊子「本部通信」を作成し「全職員」に配布している。その冊子の中に、処遇改善にかかわる内容を明記し周知としている。また、規程類については、法人本部が管理する「ポータルサイト」を設置し、職員誰もがアクセスし閲覧可能となっている。なお、不明点についてメールで問い合わせが出来るシステムも別途導入、周知している。

以上

令和6年2月1日

社会福祉法人訪問の家
処遇改善・特定処遇改善、ベースアップ処遇改善、処遇改善支援補助金について

社会福祉法人訪問の家では、3つの処遇改善に加え、令和6年2月～5月までの処遇改善支援補助金(以下、処遇改善という)加算で得た収入について、法人は「給与規定」等に定め職員への支給を行っています。また、処遇改善支援補助金については、理事長専決事項として支給要件を定めている。

<処遇改善支給概要>

1. 支給にかかわる基本的考え方

直接介護スタッフの業務にかかわる手当創設を行うこと。ベースアップ(昇給)を安定的に行うことで勤労意欲の向上と処遇の改善を目指します。

2. 改善項目

- ・昇給 ・昇給賞与差額分 ・基本支給 ・3月期末手当(人事考課相当内容)
- ・資格手当 ・医療的ケア手当 ・業務責任者手当 ・非常勤時給加算 他

3. 職員への周知

法人では、年度の初めに年度方針や規定変更にかかわる内容を記載した冊子「本部通信」を作成し「全職員」に配布している。その冊子の中に、処遇改善にかかわる内容を明記し周知としている。また、規程類については、法人本部が管理する「ポータルサイト」を設置し、職員誰もがアクセスし閲覧可能となっている。なお、不明点についてメールで問い合わせが出来るシステムも別途導入、周知している。

以上